

判決年月日	平成 1 8 年 9 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ) 第 1 0 5 7 5 号		
○ 新規性・進歩性を否定した特許取消決定を引用発明の認定に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 1 項 3 号 , 2 項 , 旧特許法 1 1 3 条 1 号

本件は , 発明の名称を「走査光学系」とする発明の特許権者である原告が , 特許庁から特許異議事件において原告の特許を一部取り消すとの決定を受けたことから , その取消しに係る部分の取消しを求めた事案である。

上記取消しに係る部分の決定の理由の要旨は , 本件発明 1 ないし 4 , 8 は , 引用発明と同一であるから , その特許は特許法 2 9 条 1 項 3 号の規定に違反してされたものであり , また , 本件発明 6 , 7 は , 引用発明及び周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたから , その特許は同条 2 項の規定に違反してされたものであるとして , いずれも取り消されるべきであるとしたものである。

本判決は , 引用発明は , 本件発明 1 の「第 1 , 第 2 の結像光学系は , 前記走査対象面上に結像される光束の波面を , 前記走査対象面上の近軸像点を中心とした参照球面に対して副走査方向の周辺部で遅らせるよう構成されている」との構成を欠くものであるから , 本件発明 1 は引用発明と同一であるとした決定の判断は誤りであり , これが同一であることを前提として本件発明 2 ないし 4 , 8 が引用発明と同一であるとし , 更に本件発明 6 , 7 は引用発明及び周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとした決定の判断も誤りであることを理由に , 原告の請求を認容した。